



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

簡易課税制度の事業区分の改正について

簡易課税制度においては、事業形態により、第一種から第六種までの6つの事業に区分し、それぞれの事業の課税売上高に対し、第一種事業については90%、第二種事業については80%、第三種事業については70%、第四種事業については60%、第五種事業については50%、第六種事業については40%(注)のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。

みなし仕入率の適用を受けるそれぞれの事業の意義は、次のとおりです。

[平成 28 年 4 月 1 日現在法令等]

簡易課税制度の事業区分の表

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第二種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のものをいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます) 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業(注) サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます) をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第六種事業	40%	不動産業(注)

(注)□平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、簡易課税制度のみなし仕入れ率について、従前の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を 50%(従前 60%)とするとともに、従前の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を 40%(従前 50%)とすることとされました。